本市の人口
（昭和44年7月1日現在）
人口総数　183，227人
男　88，259人
女　94，968人
世帯数　55，288世帯

甲府市議会だより

（編集・発行）甲府市議会だより編集委員会　電話(35)7054　甲府市議会事務局
昭和44年8月1日　第2号

6月定例会日程
6月28日　開会（提案理由説明）
29日～30日　休会
7月1日～3日　質問
4日～5日　各部常任委員会
7日　各部委員長報告
し尿汲取等提案理由説明
8日～13日　休会
14日・16日　民生部常任委員会
17日　民生部常任委員長報告
各常任委員改選・農業委員推薦・閉会

し尿汲取料修正可決

人頭割を六十五円に

世帯均等割は据え置き

六月定例会

六月定例市議会は六月二十八日から七月十七日まで二十日間にわたって開かれ、市長からの提案十六議案、報告三件、議員提案一件について審議しましたが、その結果、し尿汲取料値上げ案を修正可決したほかはいずれも原案どおり決定し、議員提案の金銭物品等の寄付規制条例は閉会中の継続審査に、大学立法臨時法案反対の意見書提出は否決されました。また正副議長の改選、さらに常任委員の改選も行なわれました。

一般質問は七月一日から三日間にわたり、堀内亀太郎（社会党）根津賢二（公明党）渡辺儀市（新政会）上田英文（中政ク）神藤昇（浄化ク）三井五郎（共産党）中西久（清心会）橋田重雄（同）田村義雄（同）の九氏が、それぞれ各党各派を代表して行ないました。

六月定例会の焦点は、し尿汲取料値上げを中心に各党各派から真剣な論議がなされ、これを修正可決したほか、本市職員の交通事故について被害者に損害賠償金を支払う議案、生活保護法の改正により多子家庭に支給される金銭はこれを収入として認定されないことに伴う児童手当条例の改正、国民健康保険の給付のうち助産費が国の補助基準の引き上げによって三千円が一万円に引き上げられる条例の一部改正や、市道路線認定などを市長の提案どおり可決し、正副議長の選挙、常任委員の改選などを行なったのでありますが、最終日議会推せんの農業委員については複雑な議会内部の実情から議長不信任動議まで提出されました。しかし、これは多数をもって日程に取り上げられなかったのであります。

以下、本会議における一般質問の主なるものは次のようでありました。

県の援助を期待

◇中央卸売市場

問　消費者保護を考えて、中央卸売市場は早期に建設すべきである。市長は民営、公営を白紙に戻して検討したいといい、関係者に各地の視察を行なわせたようであるが、大体の方向は定まったか。また国における法改正の内容と、県の協力態勢について聞きたい。

答　中央卸売市場審議会の中間報告では、国の助成が従来より強められ広域化を考えており、公設市場建設には有利になると思う。国でも市独自の経営方針を立てるよう指導をうけている。問題の市場形態については、せっかく協力態勢が盛り上がっているので、もう少し時間がほしい。しかし、利子の損失も大きいので、ゆっくりはできない。また建設にあたっては、県の大幅な援助を期待しており、県も協力するといっている。

個人災害の救助を

◇災害対策

問　出水期を迎えて河川の危険個所の点検、水防資材の整備などその対策に遺憾はないか。また昭和三十六年に議会の強い要望で個人災害を救助する甲府市災害救助条例が制定されたが、これが運用されていないのはなぜか。

答　河川の総点検は消防署ですでに実施した。近く建設部でも危険個所の再点検を行なう。資材は確保してあり、近く大規模な水防訓練を行なう。災害救助条例については実情を調査し、きめのこまかい運用を検討する。

市民負担軽くせよ

◇公共料金値上げ

問　給食費、し尿汲取料の引き上げなど、市民負担の増額を認めるわけにはいかない。給食費についてはボーダーライン層対策をどうするか。し尿については本来、市町村の固有事務であり市の責任で解決すべきもので、市民負担によって行なうべきではない。

答　給食費のボーダーライン対策についてはよく調査し、現に納入困難な児童についてはケースバイケースで措置できる扱いを検討したい。し尿汲取料は四年間据え置きのままであり、業者の強い要請もあって、値上げの段階にきていると判断した。しかし、市財政の関係もあって引き上げ分を市費で負担するのは困難である。議会の協力を得られるならば、ある程度の値上げをせざるを得ない。

◇防犯燈維持費

問　市内の防犯・街路燈の電気料等は自治会あるいは個人負担となっており、財政面で自治会活動を圧迫している。法の趣旨からも市費とされたい。

答　国でも道路管理者が配慮すべきだという意向だが、現状の市財政では実行は無理であるので、将来は市負担の方向で検討したい。

山宮工場の今後は

◇ごみ処理問題

問　山宮ごみ処理場（プレス式）は専門家の意見からみても欠陥が多いようだ。市でも将来は不燃物の処理場として残す考えのようだが、現在普通のごみ処理で困っている段階で、その処置はどうかと思う。契約によるとメーカーに引き取らせることができるが、市長の決意を聞きたい。

答　確かに当初約束したものよりは違ったものが出ている。契約解除をして撤去してもらう方法もあるが、現に山宮で六〇トンの処理をしており、いまこれをやめると直ぐに困る。古い洗濯機、冷蔵庫など不燃物は年々ふえており、それらの処理には欠かせない存在となる。しかし検討はする。

農民の声反映せよ

◇新都市計画法

問　新都市計画法の施行は本市の農業形態を大きく変えるものとなる。市街化区域、調整区域の設定にあたっては、農民の意見が十分反映される道を講じてもらいたい。また調整区域に指定された場合、これまで市で計画されていたスポーツセンター、住宅建設計画はどうなるのか。

答　新都市計画法の区域設定は県が決定権をもっているが、市の開発計画にも大きな影響があるので、市の諮問委員会には農業団体等各層の代表を参加させ、県に十分の資料を提供し、意見を述べたい。また、すでに計画されているものについては活かしてもらうように努力する。

市民の信頼取戻せ

◇市役所の汚職事件

問　汚職の摘発によって、市の重要施策の推進に影響はないか。また市政のうえで、これほど市民の不信を買ったことはない。市役所の重大危機といえる。職員が市民の信頼を取り戻すための処置と決意はどうか。

答　重要な施策が山積している現状であり、施策の推進に影響のないようあらゆる方法を講じておる。道路舗装等は計画どおり実施したい。市長以下職員は気分を一新、誠意を尽くして、一日も早く市民の信頼を回復するよう努力する。公私を混同せず、仕事中心で臨み職員意識の改革を徹底したい。

問　汚職事件の性格に二つのものがある。その一つは派閥を頂点とする利己的のものと、もう一つは前市長を頂点とする体制汚職である。当時前市長をささえる側近会議というものがあったが、その内容を明らかにしてもらいたい。また、今回初めて提案された交通事故補償の二件は、過去にも相当件数があったはずであるが、これを表面に出さなかった。これは明らかに車両管理のカラクリであって、そういう内部的におさめようとするところに問題があり、ひいては汚職にも通ずる結果となる。市長の今後の方針はどうか。

答　前市長時代に側近者会議というものはなかった。推せん母体の集まりはあったが、それは今回の事件とはつながらない。車両管理については調査中であるが、私は正規の手続きで提案した。

新議長に福島昇氏

副議長は石原虎男氏

六月定例会は七月一日の本会議で正副議長の改選を行ない、選挙の結果、議長には

福島　昇（新政会）二五票
神宮司五郎（社会党）七票

で福島氏が当選、また副議長には

石原　虎男（清心会）二五票
三井　五郎（共産党）七票

で石原氏が選ばれました。福島議長は第五十代、石原副議長は第六十一代にあたります。

福島議長

石原副議長

就任あいさつ

このたび私どもは、八十年にわたる伝統の甲府市議会正副議長に就任することになりました。まことに光栄であり感激であります。私たちは、ともに不敏ではございますが、その職責の重きにこたえまごころを尽くして公正無私、ただひたすら市政の進展と、円満なる議会運営のために献身いたします。

甲府市は良い条件に恵まれて、近い時期にその様相を変えるといわれております。たとえば中央線の複雑化、中央道・バイパスの着工、さらには工業・住宅団地の造成など、首都圏都市としての飛躍はすばらしいものがあると考えます。さらに下水道の整備や道路舗装、卸売市場の開設などにより文化都市として、その発展もまた目ざましいものがあると思われます

「行ないは言葉より尊い」といわれます。私たちは、虚心胆懐、明朗な気持をもって、明るい議会運営に心がけ、希望と文化にみちた市政の建設に誠意を捧げてまいります。私どもの心からの願いはただそれだけであります。そうすることが責任であり、市民みなさんに奉仕するの道であろうと思うからであります。どうぞご指導をお願い申しあげます。

新常任委員の顔ぶれ

【総務部委員会】
委員長　中西　久（清心）
副委員長　橋田　重雄（同　）
委員　山中　繁芳（同　）
〃　千野　重雄（同　）
〃　福島　昇（新政）
〃　河野　勇（中政）
〃　込山　貴雄（社会）
〃　風間　良興（同　）
〃　古屋　治男（公明）
〃　堀込　徳一（同　）
〃　三井　五郎（共産）

【民生部委員会】
委員長　内藤　幸男（清心）
副委員長　浅川朝治郎（同　）
委員　石原　虎男（同　）
〃　小沢　綱雄（新政）
〃　小林　淳光（中政）
〃　内藤　秀治（同　）
〃　堀内亀太郎（社会）
〃　溝口　一雄（公明）
〃　石丸あきじ（共産）

【水道部委員会】
委員長　田村　義雄（清心）
副委員長　清水　清富（同　）
委員　輿石　六蔵（同　）
〃　早川　武男（新政）
〃　山田　益三（同　）
〃　山口　茂甲（中政）
〃　飯島　政則（社会）
〃　根津　賢二（公明）
〃　神藤　昇（浄化）

【建設経済部委員会】
委員長　渡辺　儀市（新政）
副委員長　柏原　保幸（清心）
委員　日本　晴義（清心）
〃　森沢　茂（同　）
〃　石川　達朗（同　）
〃　飯島　哲（新政）
〃　今村　宏（中政）
〃　上田　英文（同　）
〃　神宮司五郎（社会）
〃　宮原　保勝（公明）

役員選挙の行なわれた本会議

汲取料等の審査経過

値上げ分の市負担を要望

六月定例会の焦点といわれる、し尿汲取料の値上げについて、当局は諸物価の高騰、労務交通等の諸事情から、その困難性を認めて従来、人頭割一人について五十円であったものを七十円に、世帯人員の定まらない業態については、十八リットルまでごとに二十五円であったものを三十五円に、そのほか下表のように引き上げようとするものでありますが、このことについては三月定例会に業者からも料金値上げを要望する請願が出され、閉会中の継続審査となっていたものであります。

委員会は、汲取料金の引き上げについては一応これを認めるとする考えのなかで、これを市民負担の最も影響ある人頭割に求めることには大いに異論もあり、さらにし尿汲取は自治体固有の業務であるなどの見地から、改正によって生ずる市民負担分については、市費負担とすべきではないかとの意見も強かったのでありますが、当局は、きわめて困難な財政事情から全額市費でみることに難色を示し、結局、この値上げによって直接生活に影響する生活保護世帯に対する値上げ分について補助するという答弁を了承し、今後は自治体固有の事務についての市長の政治姿勢を強く要望し、積極的な再検討を求めて、これを修正可決することに決定しました　なお、改正料金は、本年九月から、右のように徴収されることとなります。

	原則	均等割	人頭割	2回以上1回につき	従量制18ℓまで	特別料金
現行料金	月1回	40円	50円	50円	25円	—
改正案（市長提案）	1回	40円	70円	70円	35円	汲取りホースの距離 汲取作業の困難な場所 （市長が認定したもの）
決定料金（議会修正）	1回	40円	65円	100円	40円	

（新料金は九月一日実施）

◇国保条例の一部改正

国民健康保険の被保険者が出産したときは、これまで助産費として三千円が世帯主に支給されておりましたが、今回の一部改正で、九月以降の出産に対し一万円を支給することに改正しようとするもので、原案どおり可決しました。

◇清掃条例の一部改正

提出議案とその結果

▽原案可決
第47号　児童手当支給条例の一部改正
第48号　保育所条例の一部改正
第49号　国民健康保険条例の一部改正
第50号　農業共済条例の一部改正
第51号～第53号　市道路線認定
第54号・第57号　損害賠償額の決定
第55号　教育長の給与等に関する条例の一部改正
第56号　町名変更に伴なう関係条例の整理
第58号　一般会計補正予算
第59号　中央卸売市場建設特別会計補正予算
第60号　水道事業会計補正予算
第61号　千塚小学校校舎増改築工事請負契約締結
第62号　一般会計補正予算
▽修正可決
第63号　清掃条例の一部改正
第64号　一般会計補正予算

五月臨時会

汚職の背景を追及

調査特別委員会を設置

さきに社会、公明、共産および中政クラブの一部議員から、今回の不祥事件究明のため調査特別委員会設置の議会招集請求が出されておりましたが、その後当局も中央卸売市場特別会計の繰上充用などの議案もあって、甲府市議会臨時会は五月二十七日招集され、会期は一日間とし、市長提出議案を可決、調査特別委員会を設置して、同日閉会いたしました。

五月臨時会は、まず三月二十一日逝去された日川勘治議員に対し同僚渡辺儀市議員から追悼演説がなされ、全員黙祷を行ない、その冥福を祈りました。ついで、上程議案に対する市長提案理由の説明、中央卸売市場建設特別会計補正予算に対する質疑を行ない、委員会の付託を省略して、市税条例の一部改正など、専決処分四件を承認、卸売市場建設事業特別会計補正予算を起立多数で可決したのち、特に市長が発言を求めて今回の不祥事件の状況報告と五月二十七日夜半の農作物に対する風害報告がなされました。**市長報告**の概要は次のとおりであります。

まず、かかる事態が発生し、市民各位に迷惑をかけたことを強くおわびいたします。事件は目下司直の手によって究明中であり、その全容は明らかでないが、建設部の贈収賄が中心で、契約、工事監督上の手ぬかりが事件を誘発していることも事実であり、原則として各部門が責任をもって事務処理することとなっていたが、機構上総合チェック機能が完全でなかった。汚職の根本は、公務員意識の欠除にあるが、制度上の欠陥もあったと思う。そこで緊急対策として五月一日機構の一部改正を行ない、契約、工事施工と検査機能を分離する措置をとり、相互けん制とチェック機能を整備したのであります。組織の運用は人であるから、厳しい綱紀粛正の通達、職員研修等人事管理の適正を図り職員意識の改革をいたします。

汚職関係職員はとりあえず分限処分とし、罪状の明らかになったところで正規に処分する。私は自らを自己処分して十八万市民に心から陳謝の気持をあらわすとともに、私以下全職員一丸となって失われた信用の回復を責務とし、信頼される業務執行に全力を尽くしたいと考えております。

次に五月二十五日夜半から二十六日にかけて盆地一帯を吹き荒した風害についてはおよそ、ぶどう三百十一㌧、一億三千二百万円、その他の果実、三十三㌧、六百万円、なす、きゅうり、トマト等の蔬菜、三十五・八㌧、四千三百万円であり、この対策として、農作物の葉に栄養剤を散布して回復をはかる方途を研究するとともに、この栄養剤について若干の市費補助をしたい。

以上が市長の報告でありますが、この報告に対し、これらはいずれも緊急重要な問題で、市民の注目するところでありますので特に質疑を許しました。

問　①汚職を許した要因に対し具体的にどのような措置をとったか。

②汚職に対する外部的措置、業者に対する対策はどうしたか。

③汚職原因の根底に入札制度がある。指名競争入札の性格、資格決定の段階に、汚職発生の原因があると思われるが、これを改める考えがあるか。

答　①綱紀粛正の具体策として六項目の禁止事項を通達するとともに、検査職能を建設部門から分離強化した。

②業者に対しても自粛を要望し不祥事件に関連した業者については、地方自治法の規制もあり、営業権とも、にらみあわせて一定期間指名からはずす対応策をとる。

③入札制度については、公入札が原則であるが、普通自治体では経費等の面で行なっていない。指名入札で厳正に行なっていく方針である。

問　①かねてからうわさされていた黒い霧が事実として明るみに出た一連の汚職は、派閥の病根が生んだものだ。派閥解消に対する考え方はどうか。

②汚職で渋滞した行政の促進を図り、下請けの実態について把握し、悪質な元請業者を許すな。

答　①派閥は、おうおうにして悪い形で使われる。もしあれば、ポストは分断するし、なくすようにする。

②事業の渋滞については、補助・起債関係に立ち遅れがあるので技術職員の採用、外注、職員の流動措置によって支障のないようにする。下請けの不利な点については元請けを適切に指導していきたい

以上の質疑のあと全会派代表者の提出になる、組織及び事務処理に関する事務調査については、委員十三名をもって構成する調査特別委員会を設置し、この委員会に百条の調査権を委任して、不祥事件の究明と組織の点検をすることを全員一致で決めたのであります

その特別委員会は名称を「**組織及び事務処理に関する事務調査特別委員会**」といい、

一、調査の期限＝五月二十七日から調査目的の終了まで。

二、調査の方法＝委員十三名をもって構成する「組織及び事務処理に関する事務調査特別委員会」を設置し、これに地方自治法第百条の権限を委任し閉会中付託して行なう。

三、調査経費＝二十万円。

四、調査を行なう理由＝今般の不祥事件の発生については、現行の組織及び事務処理の体系に欠陥があると思われるので、その原因を究明し、合わせて失墜した市政に対する信頼を市民からとりもどすための事務調査を行なうものであります。

◇**調査権とは**　地方自治法第百条第一項「普通地方公共団体の議会は当該地方公共団体の事務に関する調査を行ない、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」の規定に基づき、議会の立場から調査することができます。調査できる事務は「地方公共団体の事務に属するもの」のみです。

この調査権は、証人の出頭、証言、記録の提出を請求することができます。もし請求を受けた場合正当な理由がなくこれを拒否したり、虚偽の陳述をしますと禁錮や罰金に処せられます。調査の結果は法的効果は生じません。ですから主に事件の発生の背景、原因結果、今後の対策を中心に調査を行ないます。なお調査の過程で犯罪行為があきらかにされれば捜査権のある司直の手に委ねることになります。

調査をはじめた特別委員会

調査方針など決定

注目の汚職特別委開かれる

五月臨時会で設置され、閉会中の調査を付託された同特別委員会は六月二日、正副委員長を決めたのち六日九日調査方針を協議、まず本問題が捜査中あるいは裁判で係争中であるため、それらともにらみあわせて、最初は組織・人事等のシステムから入ることを決定した。また当局に対し組織改善、事件関係職員の起訴状の写、てん末書等の資料の提出を求め、六月二十三日から二十五日の三日間にわたって委員会を開会、中途司法権との関連で問題点がありましたが、現在調査を進めている段階です。

特別委員の顔ぶれ次のとおり。

委員長　今村　宏

副委員長　石原　虎男

委員　千野重雄、中西久、山中繁芳、河野勇、小沢綱雄、早川武男、飯島政則、込山貴雄、宮原保勝、古屋治男、三井五郎

提出議案とその結果

五月臨時会

第42号　専決処分（市税条例一部改正）＝承認

第43号　専決処分（一般会計災害復旧事業起債）＝承認

第44号　専決処分（下水道事業会計起債）＝承認

第45号　昭和44年度卸売市場建設事業特別会計補正予算＝可決

第46号　専決処分（旅費支給条例の一部改正）＝承認

舗装など20件採択

靖国神社立法化反対　請願は継続に

六月定例会での請願事項は、それぞれ所管委員会で審査の結果、採択されたもの二十件、不採択となったもの四件、継続審査となったもの九件であります。その内容は次のとおりです。（カッコ内は請願人）

請願

採択されたもの

【総務部委員会】

○国母小学校増改築について（国母小PTA会長・島田元近）

○学校給食費に対する補助金について（相生一丁目・青木せつみほか）

○新紺屋小学校の改築について（新紺屋小PTA会長・山中繁芳ほか）

○伊勢小校舎改築と臨時的措置について（伊勢小PTA会長・小林実ほか）

○中央線複線化にあたり地元の要望を取り入れるについて（対策委員会長・保坂育孝ほか）

【建設経済部委員会】

○道路設置について（国母小PTA会長・島田元近ほか）

○道路舗装について（金手町友会長・西川菊雄ほか）

○道路舗装（一件）について（大里地区自治連合会長・芹沢正ほか）

○市道編入と道路舗装について（大里地区自治連合会長・芹沢正ほか）

○通学道路の拡幅舗装について（大里地区自治連合会長・芹沢正ほか）

○市道編入と道路舗装について（中小河原町自治会長・長田庫造ほか）

○市道編入と道路舗装について（）住吉本町自治連絡協議会・今村緑郎ほか）

○市道編入について（駒形町自治会親交会長・鰍淵滝三郎ほか）

○荒川の高水敷を広場・スポーツセンターとして利用することについて（伊勢地区自治連合会長・京島幸男ほか）

○道路舗装について（朝気一丁目北部自治会・辻秀雄）

【民生部委員会】

○保育所新設について（甲運地区自治連合会長・相良昌輝ほか）

○保育所誘致について（富士川地区自治連合会長・内藤竹治郎ほか

○国庫補助金等の引き上げについて（県社会保障推進協議会長・塚原嘉造）

【水道部委員会】

○水道管布設について（酒折町・丸山魂衛ほか）

不採択になったもの

【総務部委員会】

○固定資産税の軽減について（常磐ホテル・笹本吉郎ほか）

【建設経済部委員会】

○市道編入について（塩部梨の木自治会長・丸山行夫）

○市道編入について（住吉本町第二自治会長・田中正明）

【民生部委員会】

○国民健康保険料値上げ反対について（県社会保障推進協議会長・塚原嘉造）

継続審査となったもの

【総務部委員会】

○靖国神社の立法化反対について（住吉一丁目・根津幾寄ほか）

○沖縄即時無条件全面返還について（返還要求実行委員会代表・堀内正彦）

○市庁舎内に行政書士事務所の開設についいて（行政書士・伊藤節子）

○通学区域変更について（東光会自治会長・池川巽ほか）

【建設経済部委員会】

○中央卸売市場について（新日本婦人の会甲府支部・浅川栄子）

○中央卸売市場用地について（古上条町自治会長・松田芳男ほか）

○市道編入について（北新栄一自治会長・小沢元男）

○精算事務について（丸の内二丁目斉藤義次ほか）

○市道編入と道路舗装について（西油川町自治会長・内藤靖ほか）

陳情

陳情は次の二件ありましたが、審査の結果いずれも継続審査となりました。

【総務部委員会】

○教育委員の報酬並びに教育長給与の増額について（山梨県市町村教委連合会長・和田吉弥ほか）

【建設経済部委員会】

○道路拡幅整備の県の働きかけについて（飯田五丁目南部自治会長・横内二雄ほか）

豆辞典

市政のあらゆることがらを、本会議で議員全員が参加して審査するよりも、幾つかのグループにわかれて、それぞれを専門に相談したほうが討議が深められ、また能率もあがります。そのために、ほとんどの市議会の中に予備審査的な機関として委員会が設けられております。

委員会には、常置される常任委員会と、予算、条例、決算などを必要に応じて審査する特別委員会があり、市議会から付託された議案や、請願、陳情の審査、きめられた受け持つ事項や付託された事項の調査などの仕事をします。議員は、必ず一つの常任委員会の委員になることが義務づけられ、条例で任期を一年とし、一委員会の定数は十一名のところと九名のところがあります。

市議会の委員会は、総務、民生、水道、建設経済の各常任委員会に分かれ、それぞれの各委員会には委員長一名がおり、必要のつど委員長が会議を招集し活動しております。

各委員会の受け持つ仕事は次のとおりです。

委員会のしごと

○**総務部常任委員会**（十一名）＝受け持つ部門は①予算をはじめ市の仕事全体の計画と調整②学校の建築管理、運営③物品の買い入れや金銭の出納④戸籍や市民の記録に関する事務⑤その他税務、教育委員会、選管、公平、消防等の広い分野を受け持ち付託される議案も一番多い。

○**民生部常任委員（会）**九名＝受け持つ部門は①保育所、福祉施設の管理運営②生活の苦しい人の保護や世話③市民の衛生、ごみ、し尿処理など街をきれいにするしごと④住宅管理、交通共済消費者保護のしごと⑤青少年の非行防止⑥市民の人命をあずかっている市立病院の管理運営など、最も市民の生活に結びついた部門といえるでしょう。

○**水道部常任委員会**（九名）＝受け持つ部門は①市民に給水している水の問題　②下水道の普及、建設。

○**建設経済部常任委員会**（十一名—一名欠）＝受け持つ部門は①市の観光事業②中小企業など商工業や農家の人たちのくらしの指導と育成③市の道路橋、河、側溝の建設と舗装、改修など維持管理④町並みをきちんと整理する都市計画⑤その他工場誘致、公園などの都市整備など、担当の予算は市道舗装三か年計画もあり、各部門の予算の中では横綱格で市長の市政方針の力の入れ方がうかがわれます。

なお、現在設置されている特別委員会は、

○町村合併に関する事務調査特別委員会

○市立商業高等学校県立移管に関する事務調査特別委員会

○組織及び事務処理に関する事務調査特別委員会

であります。

給食設備の充実を確約

新紺屋小休校に関連

七月二日、教育長から新紺屋小学校において原因不明による病気で児童が集団欠席し、七月三、四日の両日学校閉鎖を行なう報告がなされた。このことについて総務委員会は事態を重視し、さっそく市長の出席を求めてこの原因を質すとともに、その対策として熱風消毒器は四十六年までに、冷蔵庫については明年中に設置することを要望、市長もそれを確約しました。またさらに新紺屋小学校については、三年生以上の食器を耐熱性のものにかえることを約束させるとともに、一昨年発生した甲運小学校の集団中毒の例もあるのでその原因と考えられる学校給食については、十分に注意して、再びこのような事態の起こらないように配慮を求めておいたのであります。

農業委員（推せん）と玉穂中組合議員決まる

市長から推せんの依頼のあった学識経験を有する者の中から選ぶ農業委員については、清心会、新政会、公明党、浄化クラブの共同提案で次の五人の推せん議案が提出され、無記名投票による表決の結果、賛成多数で提案の五人を市長に推せんすることに決定した。

▽農業委員推せん者＝輿石六蔵、浅川朝治郎、千野重雄、早川武男、古屋治男

▽甲府市玉穂村中学校組合議会議員＝中西久、千野重雄、橘田重雄、堀込徳一（補欠選出）

編集後記

うんざりする盛夏は身も心も仮眠の状態。それを吹っ飛ばすかのような、人類月面到達という偉業にあ然としているうちに、スピードのなかにも至極慎重な数時間でありました。

本市議会においても社会の変化に先んじて、地域社会生活に直接つながる問題を捕え、重点的に取り組み、市民生活の向上に対処しております。

本号は特に市民生活に関係の深い問題を取り上げました。

紙面はタブロイド版ですが、議会の様子をご理解いただけるよう十分内容も整理して編集したつもりです。

どうぞ私たち市民が明るい住みよい街で生活できるよう、お気づきの点など、ご要望をお寄せ下さい。（**編集委員会**）